

太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第5号

太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
太田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年太田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第4条中「特殊勤務」の次に「(緊急消防援助隊手当の支給対象となる特殊勤務を除く。)」を加える。

別表救急救命士業務手当の部を削り、同表に次のように加える。

救急業務手当	救急業務に従事した消防職員で救急救命士のみが行うことができる救急救命処置を実施したもの	1回 700円
	前項の救急救命処置を実施した消防職員以外の消防職員で救急業務に従事したもの	1回 200円
機関員業務手当	緊急自動車を運転し、災害現場に到着した消防職員（救急業務は除く。）	1回 200円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。